

任意継続組合員制度について

○任意継続組合員制度とは

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人が、退職後も最長2年間、短期給付と福祉事業について、一部を除き退職前と同様の適用を受けることができる制度です。

資格取得手続きについて

退職の日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を退職前の所属所を経由して共済組合へ提出してください。

被扶養者の手続きについて

退職の日に組合員の被扶養者であった人は、引き続き被扶養者として認定されますのであらためて手続きをする必要はありません。

※扶養の要件がなくなる人については、被扶養者の資格取り消し手続きが必要です。

○掛金について

任意継続掛金

=

①算定の標準となる額

×

②掛金率

① 算定の標準となる額（次のA又はBのいずれか少ない額）

A 退職時の標準報酬の月額

B 380,000円（2018年9月30日現在の全組合員の平均標準報酬の月額を標準報酬等級表にあてはめた額）

② 掛金率

短期任意継続掛金（健康保険料）…95.20/1,000（福祉掛金を含みます。）

介護任意継続掛金（介護保険料）…15.04/1,000（40歳以上65歳未満の方のみ）

※掛金の払込回数は、毎月納付・6月間前納・12月間前納の中から選択してください。

6月間前納か12月間前納を選択されると割引制度が適用されますが、任意継続組合員となった最初の1か月は割引の対象となりません。

○給付の内容等

（1）短期給付事業

休業給付（傷病手当金（注）・出産手当金（注）・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金）を除いて、退職前と同様の給付が受けられます。

（注）組合員期間が1年以上ある人で、退職の際に受給していた（受給権が生じている場合を含む）傷病手当金または出産手当金がある場合は、引き続き受給要件を満たしていれば、給付を受けることができます。

（2）福祉事業

健診事業や保養所利用助成など、退職前と同様の事業が利用できます（一部の事業を除きます）。

退職積立貯金については、退職の日まで退職積立貯金に加入している人が任意継続組合員である間（最長2年間）利用できます。

◇退職後の年金制度の加入について

任意継続組合員は、医療保険制度のみの適用となりますので、60歳未満の組合員及び被扶養配偶者は国民年金に加入する必要があります。

国民年金の加入手続きについては、お住まいの市区町村窓口で行ってください。

〈 お問い合わせ先 〉

保険課 TEL 082-545-8777 (資格および医療などの短期給付について)

総務課 TEL 082-545-8222 (掛金について)

福祉課 TEL 082-545-8886 (福祉事業について)

出納室 TEL 082-545-8887 (退職積立貯金について)